

青少年第 1136 号
平成29年4月25日

大阪府青少年健全育成審議会
会長 角野 茂樹 様

大阪府知事 松井 一郎



諮詢問書

大阪府では、昭和59年に大阪府青少年健全育成条例を制定し、その時々の社会事象に対応するべく幾度かの改正を経ながら、青少年の健全な成長を阻害する行為から青少年を保護するとともに、青少年の健全な育成に向けた社会環境の整備に取組んでいるところです。

近年、女子高校生を「JK」と称して商品化し、性を売り物とするいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる新たな事象が出現し、表向きには違法サービスを行わないものの、一部には青少年が性犯罪被害やトラブルに巻き込まれた事例も確認されています。

また、スマートフォン等の普及により、営業者が青少年を勧誘しやすい環境であること、青少年が「JKビジネス」の危険性を十分認識しないまま接近し、被害に遭うこと等が懸念されます。

こうしたことを踏まえ、本府として大阪の青少年が健全に成長できる環境を整備するため、「JKビジネス」への規制を含め、施策の充実を早急に図る必要があります。

つきましては、下記の事項について貴審議会のご意見をお伺いします。

記

青少年を取り巻く有害環境への対応について

- いわゆる「JKビジネス」への対応策